

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

令和5年11月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300093号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300017号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和21年10月6日、喪失年月日を昭和23年1月20日に訂正し、昭和21年10月から昭和22年5月までの標準報酬月額を180円、同年6月から同年12月までの標準報酬月額を200円とすることが必要である。

昭和21年10月6日から昭和23年1月20日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和21年10月6日から昭和23年1月20日まで

私と同姓同名(旧姓:B)で同一生年月日の厚生年金保険被保険者記録(昭和21年10月6日資格取得、昭和23年1月20日資格喪失)がある旨の連絡を年金事務所から受けた。事業所名は昔のことなので記憶していないが、事業所の所在地は具体的に覚えているので、私の厚生年金保険加入記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求者の旧姓と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に統合されていないA社(所在地:C郡D町(現在は、E県F郡G町))に係る厚生年金保険被保険者記録(資格取得年月日:昭和21年10月6日、資格喪失年月日:昭和23年1月20日)が確認できる。

また、請求者は上記未統合記録の事業所名を記憶していないが、事業所の所在地については具体的に記憶している上、戸籍謄本によると、請求者の出生地はE県C郡H町(現在は、E県F郡G町)であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者と同じ昭和2年*月*日生まれの請求者(旧姓)と同姓同名の者は1名のみであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間においてA社に勤務しており、前述の未統合記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認めることが妥当である。

また、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和21年10月から昭和22年5月までの標

準報酬月額については 180 円、同年 6 月から同年 12 月までの標準報酬月額については 200 円とすることが必要である。